

2014年9月17日

ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン合同会社  
代表執行役員 ロベルタ・パラツェッティ 殿

ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン労働組合  
中央執行委員長 木之下 幸三

## 営業組織改編に伴う降格人事に関する抗議申入れの件

会社は、『2015年全国営業組織改編』と銘打って、本年5月末にG32/33を対象に希望退職者を募り、6月の受付日には予定を上回る応募があり、150名の社員が本年末までに退職することとなりましたが、本件は、営業組織の改編ではなく、希望退職による合理化策に他なりません。

しかしながら、既に退職を決意された社員、残ることを決めた社員、様々な思いの中で、数ヵ月後には、新しい体制が始まろうとしています。

来年からは、磐石な営業組織の体制を作り、社員の働きやすい職場環境作りを構築することで、労使が協調して営業目標の達成と利益の維持拡大を目指すものと考えています。

ところが、今般はG34営業所長に対して理不尽な降格人事を実行することを会社は決定しました。本件は組織改編に伴う合理化施策でありながら、会社都合による一方的な降格措置は合理性や社員に対する配慮が欠如しており、将来に大きな不安と強い憤りを覚えます。

BATJでは降格異動になる場合には、労使慣行に倣った明確な指針に基づく経過措置があります。懲戒による降格人事でもなく、一定数の社員が適切な人事考課もないまま、突然に降格となります。

対象者には生活基盤やこれまで会社に貢献してきた歴年があり、本人意思を考察する事が経営責任であると考えます。社員に対する無配慮な人事措置を断行しなければならない程に経営状態が悪化しているのでしょうか？

人事異動としての降格を実施する場合、使用者の裁量権が広く認められているとは言え、降格対象者の具体的な事由および目的が適切で合理性がない場合は人事権の濫用であり、彼らが受ける不利益（職位乃至職務の降格及び経済的不利益、精神的な苦痛等）は、相当なものと考えます。

今回の降格人事については、合理性がなく、会社の人事考課の経過措置にも反しています。我々は、降格異動の撤回を要求するとともに、本文書を持って強く抗議するものです。

また今回の降格人事の合理的な事由について、9月22日までに文書にて回答を求めます。今後は同様の事象があれば、直ちに団体交渉を求めるとします。

なお、今回の降格人事の顛末につきまして、国際食品労連日本加盟労組連絡協議会(IUF-JCC)IUF日本事務所を通じ、BATロンドンへ報告させて頂くことを考えています。

以上